



国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005
善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

後納制度の利用は9月末まで

後納制度とは、納め忘れていた過去10年以内の国民年金保険料をさかのぼって納めることができる制度で、保険料は1カ月分から納付できます。この制度を利用した納付期限は9月30日(水)です。

後納制度を利用するメリット

- ・年金の受給資格を得られる可能性があります。
- ・将来受け取る年金の額が増えます。

対象

- ① 20歳以上60歳未満で、10年以内に納め忘れの期間(猶予・免除以外)や未加入期間がある人
- ② 60歳以上65歳未満で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある人
- ③ 65歳以上で、年金受給資格がなく任意加入中の入会者

※60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている人は対象となりません。

申し込み方法

年金手帳と印鑑を持って、善通寺年金事務所でお申し込みください。

※申し込み後の審査に時間がかかることがあります。お早めにお申し込みください。

注意事項

- ・平成24年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額が付きまします。

納付は古い未納期間から順番に納めることとなります。

- ・一部免除の未納期間も納付できます。

ただし、全額免除や一部免除(一部納付済)、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間は後納制度をご利用できません。この期間の納付を希望する人は、追納制度をご利用ください。

「年金情報流出」を口実にした犯罪にご注意ください

日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとしたり、「流出した個人情報」を削除してあげる」と持ちかけたりする事案が多数発生しています。

日本年金機構が、電話やメールで連絡することはありません。自宅や職場などに日本年金機構や機構の職員を名乗る電話がかかってきたら、次の専用窓口へご相談ください。

日本年金機構(コールセンター)
☎0120・818211
警察相談専用電話 ☎#9110
または三豊警察署 ☎72・0110

「付加保険料」の納付のすすめ

月々の定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やせます。

社会保険労務士による出張年金相談

日時 9月9日(水)
午前10時～午後3時
場所 三豊市役所西館

相談内容

年金の裁定請求書や各種届の受け付け、一般年金相談、加入期間の確認など

持参品

年金手帳や年金証書、振込通知書など、基礎年金番号が確認できるもののほか、相談者本人であることを確認できるもの。代理人の場合は、委任状および依頼を受けた本人であることが確認できるものが必要です。

▼問い合わせ
街角の年金相談センター
高松(オフィス)
☎087(811)6020

希望する人は、年金手帳と印鑑を持って、市民課または善通寺年金事務所でお申し込みください。

対象

国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者(60歳以上65歳未満)

付加保険料の月額 400円
付加年金額 200円×付加保険料納付月数



9月1日からふるさと納税がリニューアルスタート

▶問い合わせ 産業政策課 ☎73-3013



ふるさと納税って何?

自分の生まれ故郷はもちろん、今、住んでいる自治体や、これから応援したい自治体などを行う寄附のことです。寄附額のうち2千円を超える部分について、一定の上限はありますが所得税や住民税の軽減が受けられます。

制度の改正に伴い、より身近に

平成27年度の税制改正により、次の2点が変わりました。

- ① 住民税の特例控除額が、1割から2割に拡充(平成27年1月1日以降の寄附に適用)
- ② 給与所得者などが確定申告なしで控除を受けられることができる、ワンストップ特例制度の創設(平成27年4月1日以降の寄附に適用)

**三豊市ふるさと納税
リニューアル内容はコレ!**

●お礼の品(特典商品)を充実

市内の特産品だけでなく、来て体験できる商品もラインナップ!

●ワンストップサービスで納税

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」から、クレジット決済で納税できます。

●ポイントにより特典商品を選択

1万円以上ご寄附いただいた皆さんには、寄附金額に応じてポイントがたまります。ポイントに応じて「ふるさとチョイス」のサイト、または後日お送りするカタログから、特典商品を選べます。

●市民からの寄附も特典対象に

1万円以上ご寄附いただいた皆さんには、市内・市外在住にかかわらず、ポイントをお贈りします。

【問い合わせ】
JTBふるさと納税
コールセンター
☎0570(666)532
月～金曜日の午前10時～午後5時
(祝日・年末年始・お盆を除く)



寄附金総額 4,631,500円

| 事業名 | 件数 | 寄附金額(円) | 充当先事業名 |
|------------------------------|----|-----------|------------------------|
| ふるさとの教育、子育て支援等に関する事業 | 16 | 381,500 | 遺児年金支給事業 |
| ふるさとの自然環境保全に関する事業 | 8 | 100,000 | 地球温暖化防止対策事業 |
| ふるさとの父母のための福祉に関する事業 | 11 | 1,725,000 | 健康増進事業 |
| ふるさとのスポーツ文化振興に関する事業 | 5 | 100,000 | 公民館活動推進事業 |
| ふるさとのにぎわい創出に関する事業 | 7 | 1,065,000 | 観光振興事業 |
| ふるさと応援事業 (その他市長が必要と認める事業) | 25 | 1,260,000 | 定住促進事業 三豊市ふるさと会運営事業 |

**皆さんからいただいた
寄附金の使い道は…**

平成26年度に皆さんからいただいた寄附金は、平成27年度に次の事業に活用させていただきます。